


所管部課	子ども生活部 保育課	部長	榎本 豊	
件名	平成27年度東大和市友好都市交流促進補助金交付要綱外2件について			
	区分	1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市補助金等交付規則		
	部課機関			
<p>1 要旨</p> <p>子ども生活部所管の単年度要綱について、平成26年度要綱であるものを、以下のとおり平成27年度要綱として制定するものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>①平成27年度東大和市友好都市交流促進補助金交付要綱（市民生活課）</p> <p>②平成27年度東大和市民間保育園運営費補助金交付要綱（保育課）</p> <p>③平成27年度東大和市病児・病後児保育事業実施要綱（保育課）</p> <p>①について</p> <p>第1号様式、第4号様式及び第6号様式について、文言修正に係る所要の改正を行う。</p> <p>②について</p> <p>ア 補助項目「嘱託医手当加算」の単価を、東大和市非常勤特別職の職員報酬等に関する条例改正に伴い改正する。（旧 25,090 円→新 25,065 円、旧 12,545 円→新 12,532 円）</p> <p>イ 別表に補助項目「14 保育士採用推進助成」を追加する。</p> <p>③について</p> <p>ア 子ども子育て支援交付金の創設に伴い、事業費の委託料を基本分と加算分に分けて計上するよう改正する。</p> <p>イ 保育料について、別表2の減額世帯Bの定義を変更する。（26年度は前年分の所得税と前年度分の市区町村民税で減免の判断をしたが、27年度は所得税を考慮しない。）</p> <p>(2) 施行日</p> <p>平成27年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>特になし</p>				
2. 経過（現時点に至るまでの経過）				
3. 留意事項（問題点等）				
4. 主管部処理案（検討結果等）				
庁議における審議終了後、速やかに起案の事務を進めたい。				
5. 審議結果				

注：提出は秘書係へ20部。定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。